

令和6年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（私立小中高등학교）（9月補正・大学私学課）	①電気料金高騰の影響により、経営に大きな影響が生じている私立学校に対し、前々年度と比べた電気料金の高騰分を支援することにより、事業者の経営の安定化につなげる。 ②電気料金高騰分（令和3年度との差額）を支援（8月～10月分） ③私立小学校 51千円 私立中学校 391千円 私立高等学校 6,089千円 私立専修学校 1,218千円 ④県内私立学校	R6. 8	R7. 4以降
2	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（県立大学）（9月補正・大学私学課）	①電気料金高騰により、経営に大きな影響が生じている県立大学を支援することにより、学校経営の安定化につなげる。 ②電気料金の高騰分に対して補助 ③高騰前（R3年度）の電気料とR6年度電気料見込の差額（8月～10月分） ④公立大学法人福井県立大学	R6. 8	R7. 4以降
3	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（地域鉄道）（9月補正・地域鉄道課）	①燃料価格高騰により経営に大きな影響が生じている地域鉄道事業者を支援 ②地域鉄道事業者の電気料金高騰分 ③補助金24,500千円（福井鉄道：3,000千円、えちぜん鉄道：9,500千円、ハピラインふくい：12,000千円） ④地域鉄道事業者	R6. 8	R7. 4以降
4	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（交通事業者）（9月補正・交通まちづくり課）	①原油価格高騰により経営に大きな影響が生じている地域公共交通事業者等を支援 ②燃料費（高騰分） ③補助金150,643千円、委託料529千円、通信運搬費20千円 （路線バス事業者4,333千円、高速・空港連絡バス事業者1,680千円、タクシー事業者17,480千円、自動車運転代行事業者5,546千円、トラック事業者122,153千円） ④路線バス事業者、高速・空港連絡バス事業者、タクシー事業者、自動車運転代行事業者、トラック事業者	R6. 5	R7. 4以降
5	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（路線バス）（9月補正・魅力創造課）	①燃料価格の高騰により経営に影響が生じているバス事業者を支援する ②恐竜バスの運行に要する経費のうち燃料価格高騰による影響額 ③燃料高騰分 15円×1,173ℓ（8～11月までに使用される軽油量）≒18千円 18千円×1/2＝9千円 ④恐竜バスの運行事業者	R6. 12	R7. 4以降
6	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（貸切バス・遊覧船）（9月補正・観光誘客課）	①燃料価格高騰により影響を受けた県内貸切バス、観光遊覧船事業の安定した運営につなげるため、令和6年度の一部期間における燃料価格の高騰分を支援 ②燃料価格の高騰分 ③県内バス台数630台×単価10千円＝6,300千円 県内遊覧船隻数8隻×単価133.4千円＝1,068千円 ④県内の貸切バス、観光遊覧船事業者	R7. 3	R7. 4以降
7	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（スキー場等）（9月補正・観光誘客課）	①燃料価格や電気料金の高騰により影響を受けた県内スキー場、スケート場の安定した運営につなげるため、一部期間における燃料価格や電気料金の高騰分を支援 ②燃料価格および電気料金の高騰分 ③スキージャム勝山 単価7.5千円×11営業日＝83千円※燃料高騰分 福井和泉スキー場 単価16千円×18営業日＝288千円※燃料高騰分 ニューサンピア敦賀 単価22.5千円×5営業日＝113千円※電気料高騰分 ④県内のスキー場、スケート場	R7. 3	R7. 4以降
8	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（救護施設）（9月補正・地域福祉課）	①電気料金の増加など物価高騰の影響が大きく見込まれる救護施設に対し、高騰分の一部を支援する。 ②電気代 ③試算した1人当たりの影響額×定員数 2,790円×定員130人＝363千円 ④大野市を通して救護施設（大野荘）へ補助	R6. 8	R7. 4以降
9	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（高齢者施設）（9月補正・長寿福祉課）	①電気料金増加などの物価高騰の影響が大きく見込まれる高齢者福祉施設等に対して、市町とともに高騰の影響額相当分の一部を支援し、高齢者福祉施設等の負担軽減等を図り、介護サービスの安定した提供につなげる ②高齢者福祉施設等に対して、市町が交付した支援金等 ③入所系 1,800円/人×16,208人 通所系 2,380円/人×11,138人 訪問系 19,710円/施設×577施設 ④17市町、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護（みなし除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション（みなし除く）、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護（みなし除く）、訪問リハビリテーション（みなし除く）、定期巡回随時対応訪問介護看護、居宅介護支援、福祉用具貸与	R6. 12	R7. 4以降
10	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（障がい者福祉施設）（9月補正・障がい福祉課）	①電力等の価格高騰が続く中、障がい福祉施設等に対し物価等高騰対策支援金を支給することにより、利用者負担への影響を抑制する。 ②障がい福祉施設等に対し支援を実施した市町へ補助を実施 ③単価 入所系 1.8千円/人 通所系 2.4千円/人 訪問系・相談系 19.7千円/事業所 ④障がい福祉サービス事業所	R6. 8	R7. 4以降
11	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（児童入所施設・私立保育所）（9月補正・児童家庭課）	①物価高騰の影響を受けている私立保育所等および児童入所施設の経営安定のため、電気料金の高騰分を支援する。 ②高騰見込みの電気料金の一部を補助 ③電力契約形態に応じた補助単価×施設定員数 私立保育所等【高庄】 690円×13,358人＝9,217,020円 私立保育所等【低庄】 580円× 6,622人＝3,840,760円 児童入所施設【高庄】 7,510円× 168人＝1,261,680円 児童入所施設【低庄】 2,920円× 75人＝ 219,000円 ④私立保育所等、児童入所施設	R6. 10	R7. 4以降

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数・単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
12	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（私立幼稚園）（9月補正・児童家庭課）	①物価高騰の影響を受けている私立幼稚園の経営安定のため、電気料金の高騰分を支援する。 ②高騰見込みの電気料金の一部を補助 ③電力契約形態に応じた補助単価×施設定員数 私立幼稚園【高庄】 1,380円× 290人＝ 400,200円 私立幼稚園【低庄】 1,150円× 515人＝ 592,250円 ④私立幼稚園	R6.10	R7.4以降
13	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（医療機関）（9月補正・地域医療課）	①医療機関は物価高騰の影響を公定価格のため患者に転嫁することができないため、物価高騰相当分を支援（電気料金・燃料価格高騰分） ②医療機関の電気料金・燃料価格の高騰分を支援 ③病院・有床診療8.5千円×9,362床、無床診療（内科・歯科）・助産所・施術所 25千円×1,363施設、委託費7,570千円 ④病院、有床診療所、無床診療所、助産所、施術所、歯科技工所	R6.12	R7.4以降
14	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（私立専修学校）（9月補正・地域医療課）	①看護師等養成所（地域医療課所管分）に対し、学生数に応じた物価高騰相当分を支援（燃料価格高騰分） ②看護師等養成所の電気料金・燃料価格の高騰分を支援 ③学生数（68名+123名）×1,000円＝191千円 ④看護師等養成所 2校	R6.12	R7.4以降
15	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（薬局）（9月補正・医薬食品・衛生課）	①物価高騰の影響を受けながらも価格転嫁が困難である、薬局の負担軽減を図るため電気料を支援 ②薬局の電気料を支援（委託料） ③対象数：323施設 単価：25,000円 ④県内の保険薬局 323施設	R6.8	R7.4以降
16	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	電気・ガス価格高騰緊急対策事業（9月補正・経営改革課）	LPガス給付金 ①国の酷暑乗り切り緊急支援による支援が行き届いていない、LPガスを利用する事業者および一般家庭を支援 ②LPガスを利用する事業者および一般家庭に対し、利用料金から次のとおり値引きを実施（特定期間） ・業務用LPガスの利用料金が月10万円以上の事業者 1.5万円/件（3千5百件） ・業務用LPガスの利用料金が月10万円未満の事業者 1.5千円/件（5千5百件） ・一般家庭の利用者 1.5千円/件（16万3千件） ③④ ・業務用LPガスの利用料金が月10万円以上の事業者 ・業務用LPガスの利用料金が月10万円未満の事業者 ・一般家庭の利用者 16万3千件 電気・ガス給付金 ①国の酷暑乗り切り緊急支援による支援が行き届いていない、高圧電力、特別高圧電力および工業用ガスを利用する事業者を支援 ②③④ ・県内に本社を有し、次の要件を全て満たす中小企業に対し最大30万円の給付金を給付 Ⅰ. 高圧電力、特別高圧電力を契約、または工業用のガスを契約 Ⅱ. 前決算期における費用に占める電気・ガス料金の割合が3%以上 Ⅲ. 特定期間の何れか1月の電気・ガス料金がR4.4～R5.3月の何れか1月に比べ増加 ・県内に特別高圧電力の契約をしている事業所を有する事業者に対し、次のとおり給付金を給付 特定期間の何れか1月の最大電力使用量×2.5円/kWh×2か月 特定期間の何れか1月の最大電力使用量×1.3円/kWh×1か月 ※1事業者の上限額は、月400万円（3か月で最大1,200万円）	R6.10	R7.4以降
17	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	取引適正化対策強化事業（9月補正・経営改革課）	①物価高騰に直面する事業者について、適切な価格転嫁を推進するため、県、商工団体等がオールふくいで価格交渉等を支援 ②③ ・商品やサービスの付加価値を高める取組みに対して支援 181,509千円 補助率2/3～4/5、補助上限額100万円～300万円 ・価格転嫁対策に取り組む業界団体に対する奨励金 25,503千円 奨励金50万円×50団体、手数料50万円、消耗品費3千円 ④商工会連合会、商工会議所連合会、業界団体	R6.10	R7.4以降
18	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	ふくい業務改善・賃上げ応援事業（9月補正・労働政策課）	①物価・資源価格が高騰する中、県内経済の好循環を促すため、生産性向上等の取組により賃上げを行う中小企業を支援する国の業務改善助成金に、県独自で上乗せ支援を行い、県内企業の経営改善や労働者の所得向上を促進する。 ②③ ・国の業務改善助成金支給決定額の1/5を支援：助成金支給 60,700千円 【1,150千円×1/5×320件-12,900千円（当初予算分）】 ・業務改善助成金申請者のうち、事業場内最低賃金を一定以上※まで引き上げる事業者に奨励金を支給：21,850千円 ※60円以上引上げ：100千円/人（90円以上の場合は50千円/人を加算） 【100千円×307人+50千円×123人-15,000千円（当初予算分）】 ・継続的な賃上げ実現のための支援制度に関する広告の実施：1,941千円 ④県内中小企業	R6.10	R7.4以降
19	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	ふくい物価高騰対策資金アップ応援事業（9月補正・労働政策課）	①物価高騰に直面する中小零細企業に対し、専門家による伴走型支援を実施することにより、賃上げや働き方改革、リスクリリングなど「人への投資」を加速させ、経済成長と分配の好循環の実現を図る。 ②③ ・社会保険労務士等の専門家による巡回相談により、働き方改革や賃上げのための就業規則の作成・改定や人材育成方針の策定、補助金の活用などを支援 <委託料> 42,496千円（400社） ④県内中小零細企業	R6.10	R7.4以降
20	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	「社員ファースト企業」推進事業（9月補正・労働政策課）	①物価高騰に直面する中小企業に対し、社内研修やアドバイザー活用など、人的資本価値を高める取組みを支援することにより、収益力強化を図る。 ②③ ・働きやすい職場環境整備のための社内研修やアドバイザー活用に係る経費を支援 <補助金> 3,750千円（150千円×25社） ④県内中小企業	R6.10	R7.4以降
21	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	ふくいの園芸生産継続支援事業（9月補正・園芸振興課）	①燃油価格高騰の影響を受け、経営が圧迫されている園芸農家を支援することで、農家の負担軽減および経営継続を図る。 ②③施設園芸セーフネット構築事業の生産者負担分を補助（高騰分のうち生産者負担の1/2） ④農業生産法人、生産者集団等	R6.9	R7.4以降

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数・単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
22	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業水利施設電気料金高騰対策補助金（9月補正・農地保全整備課）	①目的：農業水利施設運転に係る電気料金高騰分に対する支援 効果：農業水利施設の安定した運営 ②令和3年度電気料金から令和6年度電気料金の高騰分の5割を補助 ③対象施設145箇所、1箇所あたり約43.6千円 ④交付対象者：市町、対象施設：省エネルギー化推進計画未策定施設	R6.4	R7.4以降
23	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	漁業経営セーフティネット支援事業（9月補正・水産課）	①原油価格および物価高騰により、燃料価格等が高騰している漁業者の経営安定を図る ②国の制度「漁業経営セーフティネット構築事業」にかかる漁業者負担掛金 ③県内204漁業者の掛金総額22,575千円（67,724,700円×対象期間8/12×補助率1/2） ④「漁業経営セーフティネット構築事業」に加入する県内12漁協204漁業者	R6.5	R7.4以降
24	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（私立小中高等学校）（12月補正・大学私学課）	①電気代高騰の影響により、経営に大きな影響が生じている私立学校に対し、前々年度と比べた電気料金の高騰分を支援することにより、事業者の経営の安定化につなげる。 ②電気料金高騰分（令和3年度との差額）を支援 ③私立小学校 51千円 私立中学校 391千円 私立高等学校 6,089千円 私立専修学校 1,218千円 ④県内私立学校	R7.1	R7.4以降
25	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（県立大学）（12月補正・大学私学課）	①電気料金高騰により、経営に大きな影響が生じている県立大学を支援することにより、学校経営の安定化につなげる。 ②電気料金の高騰分に対して補助 ③高騰前（R3年度）の電気料とR6年度電気料見込の差額 ④公立大学法人福井県立大学	R7.1	R7.4以降
26	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（地域鉄道）（12月補正・地域鉄道課）	①燃料価格高騰により経営に大きな影響が生じている地域鉄道事業者を支援 ②地域鉄道事業者の電気料金高騰分 ③補助金20,000千円（福井鉄道：2,000千円、えちぜん鉄道：7,000千円、ハピラインふくい：11,000千円） ④地域鉄道事業者	R7.1	R7.4以降
27	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（貸切バス・遊覧船）（12月補正・交通まちづくり課）	①原油価格高騰により経営に大きな影響が生じている地域公共交通事業者等を支援 ②燃料費（高騰分） ③補助金57,268千円、委託料660千円、通信運搬費25千円 （路線バス事業者1,623千円、高速・空港連絡バス事業者629千円、タクシー事業者6,841千円、自動車運転代行事業者2,324千円、トラック事業者46,536千円） ④路線バス事業者、高速・空港連絡バス事業者、タクシー事業者、自動車運転代行事業者、トラック事業者	R7.1	R7.4以降
28	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（貸切バス・遊覧船）（12月補正・観光誘客課）	①燃料価格高騰により影響を受けた県内貸切バス、観光遊覧船事業の安定した運営につなげるため、令和6年度の一部期間における燃料価格の高騰分を支援 ②燃料価格の高騰分 ③県内バス台数630台×単価3.75千円＝2,363千円 県内遊覧船隻数8隻×単価50千円＝400千円 ④県内の貸切バス、観光遊覧船事業者	R7.3	R7.4以降
29	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（スキー場等）（12月補正・観光誘客課）	①燃料価格や電気料金の高騰により影響を受けた県内スキー場、スケート場の安定した運営につなげるため、令和6年度の一部期間における燃料価格や電気料金の高騰分を支援 ②燃料価格および電気料金の高騰分 ③スキー場勝山 単価71千円×90営業日＝6,390千円※電気料金高騰分 単価7.5千円×90営業日＝675千円※燃料高騰分 福井和泉スキー場 単価41.5千円×90営業日＝3,735千円※電気料金高騰分 単価16千円×90営業日＝1,440千円※燃料高騰分 ニューサンピア敦賀 単価22千円×90営業日＝1,980千円※電気料金高騰分 ④県内のスキー場、スケート場	R7.3	R7.4以降
30	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	生活困窮者あんしんサポート事業（12月補正・地域福祉課）	①物価高騰が続く、真に支援を必要とする方が、福祉事務所に相談することなく孤立し、困窮状態が深刻化することを防止するため、アウトリーチ活動と一時的な支援の強化を行う。 ②支援制度や相談窓口の周知、相談に来られた方の生活を支援するため、支援物資を相談機関に配備 ③支援物資費用：7,000円×14福祉事務所×年間70セット×1.1＝7,546千円、1～3分：1,000円×250セット×1.1＝275千円、アウトリーチ、NPO法人等支援関係費用：13,137千円（その他） ④福祉事務所に来られた生活困窮者など	R7.1	R7.4以降
31	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（救護施設）（12月補正・地域福祉課）	①電気料金の増加など物価高騰の影響が大きく見込まれる救護施設に対し、高騰分の一部を支援する。 ②電気代 ③試算した1人当たりの影響額×定員数 2,790円×定員130人＝363千円 ④大野市を通して救護施設（大野荘）へ補助	R7.1	R7.4以降
32	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（高齢者施設）（12月補正・長寿福祉課）	①電気料金増加などの物価高騰の影響が大きく見込まれる高齢者福祉施設等に対して、市町とともに高騰の影響額相当分の一部を支援し、高齢者福祉施設等の負担軽減等を図り、介護サービスの安定した提供につなげる ②高齢者福祉施設等に対して、市町が交付した支援金等 ③入所系 1,800円/人×16,309人 通所系 2,380円/人×11,229人 訪問系 19,710円/施設×575施設 ④17市町、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護（みなし除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション（みなし除く）、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護（みなし除く）、訪問リハビリテーション（みなし除く）、定期巡回随時対応訪問介護看護、居宅介護支援、福祉用具貸与	R6.12	R7.4以降

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数・単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
33	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（障がい者福祉施設）（12月補正・障がい福祉課）	①電力等の価格高騰が続く中、障がい福祉施設等に対し物価等高騰対策支援金を支給することにより、利用者負担への影響を抑制する。 ②障がい福祉施設等に対し支援を実施した市町へ補助を実施 ③単価 入所系 1.8千円/人 通所系 2.4千円/人 訪問系・相談系 19.7千円/事業所 ④障がい福祉サービス事業所	R7.1	R7.4以降
34	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（児童入所施設・私立保育所）（12月補正・児童家庭課）	①物価高騰の影響を受けている私立保育所等および児童入所施設の経営安定のため、電気料金の高騰分を支援する。 ②高騰見込みの電気料金の一部を補助 ③電力契約形態に応じた補助単価×施設定員数 私立保育所等【高圧】 690円×13,358人=9,217,020円 私立保育所等【低圧】 580円× 6,622人=3,840,760円 児童入所施設【高圧】 7,510円× 168人=1,261,680円 児童入所施設【低圧】 2,920円× 75人= 219,000円 ④私立保育所等、児童入所施設	R7.1	R7.4以降
35	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（私立幼稚園）（12月補正・児童家庭課）	①物価高騰の影響を受けている私立幼稚園の経営安定のため、電気料金の高騰分を支援する。 ②高騰見込みの電気料金の一部を補助 ③電力契約形態に応じた補助単価×施設定員数 私立幼稚園【高圧】 1,380円× 290人= 400,200円 私立幼稚園【低圧】 1,150円× 515人= 592,250円 ④私立幼稚園	R7.1	R7.4以降
36	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（医療機関）（12月補正・地域医療課）	①医療機関は物価高騰の影響を公定価格のため患者に転嫁することができないため、物価高騰相当分を支援（電気料金・燃料価格高騰分） ②医療機関の電気料金・燃料価格の高騰分を支援 ③病院 有床診3,5千円×9,362床、無床診（内科・歯科）・助産所・施術所 25千円×1,363施設、委託費5,445千円 ④病院、有床診療所、無床診療所、助産所、施術所、歯科技工所	R7.2	R7.4以降
37	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（私立専修学校）（12月補正・地域医療課）	①看護師等養成所（地域医療課所管分）に対し、学生数に応じた物価高騰相当分を支援（燃料価格高騰分） ②看護師等養成所の電気料金・燃料価格の高騰分を支援 ③学生数（68名+123名）×1,000円=191千円 ④看護師等養成所 2校	R7.2	R7.4以降
38	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（薬局）（12月補正・医薬食品・衛生課）	①物価高騰の影響を受けながらも、価格転嫁が困難である薬局の負担軽減となるため、電気料の支援 ②委託費 ③対象数：324施設 単価：25,000円 ④県内の保険薬局 324施設	R6.12	R7.4以降
39	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関・福祉施設への緊急支援事業（食料費高騰対策）（救護施設）（12月補正・地域福祉課）	①食料費高騰の影響により、経営に大きな影響が生じている保護施設に対し、食料費の高騰分を支援することにより、事業者の経営の安定化および地域に不可欠なサービスの安定した提供につなげる。 ②食料費 ③試算した1人あたりの影響額×定員数 2,000円×130人=260千円 ④大野市を通して救護施設（大野荘）へ補助	R7.1	R7.4以降
40	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関・福祉施設への緊急支援事業（食料費高騰対策）（高齢者施設）（12月補正・長寿福祉課）	①更なる食料費の増加などの物価高騰の影響が大きく見込まれる高齢者福祉施設に対し、高騰分の一部を支援し、介護サービスの安定した提供につなげる ②高齢者福祉施設等に対して、市町が交付した支援金等 ③入所系 4,300円/人×16,309人 通所系 1,000円/人×11,229人 ④17市町、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護（みなし除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション（みなし除く）、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	R6.12	R7.4以降
41	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関・福祉施設への緊急支援事業（食料費高騰対策）（障がい者福祉施設）（12月補正・障がい福祉課）	①新更なる食料費の増加などの物価高騰の影響が大きく見込まれる障がい者福祉施設に対し、高騰分の一部を支援し、障害福祉サービスの安定した提供に繋げる。 ②障がい福祉施設等に対し支援を実施した市町へ補助を実施 ③単価 入所系 1.7千円/人 通所系 1千円/人 ④障がい福祉サービス事業所	R7.1	R7.4以降
42	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関・福祉施設への緊急支援事業（食料費高騰対策）（児童入所施設）（12月補正・児童家庭課）	①食料費高騰の影響により経営に大きな支障が生じている児童入所施設に対し、食料費の高騰分を支援 ②食料費 ③2,400円×237人（入所者数） （※）平日 @15円×2食×66日×入所率76% 休日 @15円×3食×24日×入所率76% ④児童入所施設（9施設）	R7.1	R7.4以降
43	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関・福祉施設への緊急支援事業（食料費高騰対策）（医療機関）（12月補正・地域医療課）	①物価高騰の影響を受けている医療機関は、公定価格のため患者に転嫁することができないため、物価高騰支援金を支給 ②医療機関の食料費の高騰分を支援 ③病院・有床診2,400円×9,365床、 ④病院、有床診療所	R7.2	R7.4以降
44	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	給食食料費高騰対策事業（私立保育所等への支援）（12月補正・児童家庭課）	①食料費高騰の影響により経営に大きな支障が生じている私立保育所等に対し、食料費の高騰分を支援 ②食料費 ③私立保育所、認定こども園 4,500円×19%×10,722人×3か月×1/2 私立幼稚園 4,500円×19%× 439人×3か月 ④私立保育所、認定こども園、私立幼稚園	R7.1	R7.4以降

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数・単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
45	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	電気・ガス価格高騰緊急対策事業（１２月補正・経営改革課）	LPガス給付金 ①国の電気・ガス料金負担軽減支援事業による支援が行き届いていない、L Pガスを利用する事業者および一般家庭を支援 ②L Pガスを利用する事業者および一般家庭に対し、利用料金から次のとおり値引きを実施（特定期間） ・業務用L Pガスの利用料金が月10万円以上の事業者 1.5万円/件（2千5百件） ・業務用LPガスの利用料金が月10万円未満の事業者 1.5千円/件（5千5百件） ・一般家庭の利用者 1.5千円/件（16万3千件） ③④ ・業務用L Pガスの利用料金が月10万円以上の事業者 ・業務用LPガスの利用料金が月10万円未満の事業者 ・一般家庭の利用者 16万3千件 電気・ガス給付金 ①国の電気・ガス料金負担軽減支援事業による支援が行き届いていない、高圧電力、特別高圧電力および工業用ガスを利用する事業者を支援 ②③④ ・県内に本社を有し、次の要件を全て満たす中小企業に対し最大30万円の給付金を給付 Ⅰ. 高圧電力、特別高圧電力を契約、または工業用のガスを契約 Ⅱ. 前決算期における費用に占める電気・ガス料金の割合が3 %以上 Ⅲ. 特定期間の何れか1月の電気・ガス料金がR4. 4～R5. 3月の何れか1月に比べ増加 ・県内に特別高圧電力の契約をしている事業所を有する事業者に対し、次のとおり給付金を給付 特定期間の何れか1月の最大電力使用量×1. 3円/kWh×2か月 特定期間の何れか1月の最大電力使用量×0. 7円/kWh×1か月 ※1事業者の上限額は、月400万円（3か月で最大1, 200万円）	R7. 2	R7. 4以降
46	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	福井県産米を食べよう子育て世帯米消費応援事業（１２月補正・福井米戦略課）	①食費の負担が大きく物価高騰の影響を受ける子育て世帯に対して、県産米を購入した際に地域通貨を配布することで、家計の負担を軽減するとともに、米の消費量の維持を図る。 ②子育て世帯の県産米購入に対する地域通貨の発行費用 ③委託料360, 578千円 ・地域通貨発行原資 272, 000千円 (1世帯1, 000円/月×5回分（最大）×68, 000世帯×80%) ・事務費 88, 758千円 ④県産米を購入した子育て世帯	R7. 2	R7. 4以降
47	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	ふくいの農業生産緊急支援事業（１２月補正・園芸振興課）	①燃油価格高騰の影響を受け、経営が圧迫されている園芸農家を支援することで、農家の負担軽減および経営継続を図る。 ②③施設園芸セーフティネット構築事業の生産者負担分を補助（高騰分のうち生産者負担の1/2） ④農業生産法人、生産者集団等	R6. 12	R7. 4以降
48	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	漁業経営セーフティネット支援事業（１２月補正・水産課）	①原油価格および物価高騰により、燃料価格等が高騰している漁業者の経営安宅を図る ②国の制度「漁業経営セーフティネット構築事業」にかかる漁業者負担掛金 ③県内204漁業者の掛金総額8, 466千円（67, 724, 700×対象期間3/12×補助率1/2） ④「漁業経営セーフティネット構築事業」に加入する県内12漁協204漁業者	R7. 1	R7. 4以降
49	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	漁業用資材高騰緊急対策事業（１２月補正・水産課）	①原油や電気代高騰により、価格が高騰している漁業用資材について、高騰分を支援し、影響の緩和を図る。 ②魚箱の値上げ分への支援 ③魚箱 2, 723千円（平均年間売上額136, 106, 565円×値上げ率0. 16×対象期間3/12×補助率1/2） ④県漁業協同組合連合会、漁業協同組合	R7. 1	R7. 4以降
50	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食食材費高騰対策事業（県立学校への支援）（１２月補正・保健体育課）	①物価高騰に対応するため、給食食材費に対する支援を行うことにより、給食の質と量を確保する。 ②給食食材の値上がり分15, 8円（食材購入費） ③15, 8円×1, 189人×60日 ④県立学校（中学、定時制高校、特別支援学校）※教職員分を除く	R7. 1	R7. 4以降
51	③消費下支え等を通じた生活者支援	県内進学者生活応援事業（２月補正・大学私学課）	①物価高騰により、学生生活に影響が生じている県内出身大学生等に対し家賃及び交通費を支援することで経済的負担軽減を図る。また、県内出身学生に県内大学への進学のリテンティブを設けることで、県外への人口流出を防ぐ。 ②ひとり暮らし学生の家賃及び自宅から一定距離のある学生の交通費（公共交通機関） ③家賃補助：600人 交通費補助：500人 ④県内出身県内大学生等	R7. 3	R7. 4以降
52	③消費下支え等を通じた生活者支援	安全で安心な地域社会づくり事業（２月補正・県民安全課）	①物価高騰の影響により負担が増加した、地域住民等による登下校時の見守り活動や、自治会等が行う防犯インフラの整備を支援し、犯罪の起こりにくい安全で安心な地域社会づくりを推進する。 ②③④ ・小中学生の見守り活動にかかる資器材購入等の費用を支援 補助上限額：40千円/小学校区（×179校区=7, 160千円） 15千円/中学校区（×68校区=1, 020千円） 補 助 率：県1/2、市町1/2 補助対象者：青少年育成市町民会議 ・自治会等が行う防犯インフラの初期整備に対し助成する市町を支援 補助上限額：50千円/件（×100件=5, 000千円） 補 助 率：県1/3、市町1/3、自治会等1/3 補助対象者：市町	R7. 3	R7. 4以降
53	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	省エネ家電購入促進事業（２月補正・エネルギー課）	①電気料金の増加など物価高騰の影響が大きく見込まれる家電（エアコン、冷蔵庫等）について、省エネ性能の高い製品への買替を支援することで、電力使用量の削減による家計負担軽減を図る。 ②一定以上の省エネ性能を有するエアコン、冷蔵庫等の購入に対するデジタル地域通貨の発行費用 ③委託料257, 636千円 【内訳】 ・デジタル地域通貨原資 227, 600千円 ④20千円×5, 460件（エアコン2, 760件、冷蔵庫2, 700件） ④40千円×2, 960件（高効率給湯器） ※件数はR6年度上期事業の実績等により算出 ・事務費 30, 036千円 ④福井県民	R7. 3	R7. 4以降

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数・単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
54	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関・福祉施設における省エネ設備等導入支援事業(救護施設)(2月補正・地域福祉課)	①原油価格・物価高騰が続く中、保護施設のコスト削減による経営の安定化を図るため、施設の省エネ設備の改修および更新に必要な経費を支援 ②施設の省エネに資する設備の改修および更新に必要な経費を支援 ③1施設2,095千円(補助金2,000千円、委託料95千円) ④保護施設(大野荘)	R7.3	R7.4以降
55	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関・福祉施設における省エネ設備等導入支援事業(高齢者施設)(2月補正・長寿福祉課)	①原油価格・物価高騰等が続く中、福祉施設のコスト削減による経営の安定化を図るため、施設の省エネ設備の改修および更新に必要な経費の支援を行う ②省エネ設備(空調設備や照明設備等)の更新ならびに新設(利用者が生活や活動する場所に限る。)に要する経費 ③④対象事業所数:県内の医療機関140施設・薬局30施設・救護施設1施設・高齢者施設100施設・障がい福祉施設40施設・児童入所施設1施設(合計312施設)、単価:救護施設と児童入所施設は2,000千円、他の施設は1,300千円	R7.3	R7.4以降
56	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	医療機関・福祉施設における省エネ設備等導入支援事業(障がい福祉施設)(2月補正・障がい福祉課)	①原油価格・物価高騰等が続く中、社会福祉施設のコスト削減による経営の安定化を図るため、施設の省エネ設備の改修および更新に必要な経費の支援を行う。 ②施設の省エネに資する設備の改修および更新に必要な経費を支援 ③単価1,300千円/施設 ④社会福祉施設	R7.3	R7.4以降
57	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	医療機関・福祉施設における省エネ設備等導入支援事業(児童入所施設)(2月補正・児童家庭課)	①原油価格・物価高騰等が続く中、児童入所施設のコスト削減による経営の安定化を図るため、施設の省エネ設備の改修および更新に必要な経費の支援を行う。 ②高効率空調・換気設備、給湯器、照明機器 等 ③2,000千円×1施設+事務費95千円 ④児童入所施設	R7.3	R7.4以降
58	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	医療機関・福祉施設における省エネ設備等導入支援事業(病院等)(2月補正・地域医療課)	①原油価格・物価高騰等が続く中、コスト削減による経営の安定化を図るため、施設の省エネ設備の改修および更新に必要な経費を支援 ②省エネ設備に改修および更新に必要な経費 ③140施設(補助上限2,000千円、補助下限200千円) ④病院、有床診療所、無床診療所、助産所、施術所、歯科技工所	R7.3	R7.4以降
59	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	医療機関・福祉施設における省エネ設備等導入支援事業(薬局)(2月補正・医薬食品・衛生課)	①原油価格・物価高騰等が続く中、コスト削減による経営の安定化を図るため、施設の省エネ設備の改修および更新に必要な経費の支援を行う。 ②委託費 ③1,300千円(単価)×30施設 ④県内の保険薬局	R7.3	R7.4以降
60	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	取引適正化対策強化事業(2月補正・経営改革課)	①物価高騰に直面する事業者について、適切な価格転嫁を推進するため、県、商工団体等がオールふくいて価格交渉等を支援 ②③ ・価格転嫁に向けた気運醸成 2,008千円 ・新聞広報や事例集の作成、個別相談会など ・取引適正化サポーター派遣による企業支援 2,217千円 ・サポーター派遣、出張相談窓口、研修会等の実施 ・価格転嫁対策に取り組む業界団体に対する奨励金 25,500千円 ・奨励金50万円×50団体、手数料50万円 ・商品やサービス等の付加価値を高める取組みに対して支援 363,063千円 ・補助率2/3~4/5、補助上限額100万円~300万円 ④商工会議所、商工会連合会、商工会議所連合会、業界団体	R7.3	R7.4以降
61	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	企業における省エネ設備等導入支援事業(2月補正・産業技術課)	①物価高騰の影響を受けている県内企業が実施する省エネ・省CO2対策を支援することにより、エネルギー価格の高騰および脱炭素社会の推進に対応した経営体質への転換を後押しする。 ②企業が実施する設備等導入経費に対する補助金、補助事業に関する事務委託経費 ③224,341千円 ・補助事業:200,000千円(2,000千円/企業×100件) ・事務委託:23,241千円(人件費、事務局運営費、一般管理費等) ・効果検証委託:1,100千円(設備更新効果の検証) ④県内に事業所を置く製造業および商業・サービス業関係企業	R7.3	R7.4以降
62	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	ふくい業務改善・賃上げ応援事業(2月補正・労働政策課)	①物価・資源価格が高騰する中、県内経済の好循環を促すため、生産性向上等の取組により賃上げを行う中小企業を支援する国の業務改善助成金に、県独自で上乗せ支援を行い、県内企業の経営改善や労働者の所得向上を促進する。 ②③ ・国の業務改善助成金支給決定額の1/5を支援:助成金支給 80,400千円【1,340千円×1/5×300件】 ・業務改善助成金申請者のうち、事業場内最低賃金を一定以上※まで引き上げる事業者に奨励金を支給:21,000千円【100千円×210人】 ※90円以上の引上げの場合100千円/人を支給 ・継続的な賃上げ実現のための支援制度に関する広告の実施:1,941千円 ④県内中小企業	R7.3	R7.4以降
63	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	ふくい物価高騰対策資金アップ応援事業(2月補正・労働政策課)	①物価高騰に直面する中小零細企業に対し、専門家による伴走型支援を実施することにより、賃上げや働き方改革、リスクリリングなど「人への投資」を加速させ、経済成長と分配の好循環の実現を図る。 ②③ ・社会保険労務士等の専門家による巡回相談により、働き方改革や賃上げのための就業規則の作成・改定や人材育成方針の策定、補助金の活用などを支援 ・委託料>85,212千円(800社) ④県内中小零細企業	R7.3	R7.4以降
64	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	スマートグリーン園芸推進事業(2月補正・園芸振興課)	①燃油価格・物価高騰等が続く中、コスト削減による経営の安定化を図るため、既存施設や露地園芸への省エネ設備等の導入に必要な経費を支援 ②省エネ設備を導入する際に必要な経費 ③5事業者(補助上限6,000千円) ④農業生産法人、生産者集団等	R7.3	R7.4以降
65	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	県有施設等の光熱水費等の高騰対策事業	①物価高騰により、価格高騰している直接住民の用に供する施設の光熱水費等(高騰相当分)を軽減し、利用者である住民への価格転嫁を防ぐ。 ②光熱水費等(高騰相当分) ③前年度と比較して光熱水費等が増額した額 ④県内公共施設(地方公共団体が事務を執行するための庁舎や研究施設等を除く。)	R7.3	R7.4以降